

第9回草津市総合計画策定委員会概要	
日 時	平成21年8月10日(木) 9時30分～11時00分
会 場	庁議室
出席者	橋川委員長、山岡副委員長、三木委員、加藤委員、林田委員、山本芳委員代理、山本委員、森委員、勇委員、善利委員、中村好委員、片岡委員、岸本委員、平井委員、田村委員、中村良委員、中野委員代理、小嶋委員代理、鈴川委員代理

## 1. 開会

## 2. 議事

### 1) パブリックコメントの実施結果について

事務局から説明

《意見等》

- ・資料1-4の27ページの(3)「心地よさが感じられるまちへ」の中で、県の意見照会の結果、草津川廃川敷地が、「うるおい・景観」に防災空間と位置付けられているが、防災空間ならば、上にある「防犯・防災」に入るのはではないか、うるおいならば公園になると思うが。  
→県の意見としては、「防犯・防災」のところに草津川廃川敷地の跡地利用として防災空間を明確に書いてはどうかとの意見でしたが、こちらとしては、「うるおい・景観」の中の2行目の「特に草津川廃川敷地については～」と、草津川の記述がここにしかないのです、このようになりました。県としても、草津川廃川敷地を、何とか、草津市で防災公園を整備してもらおうというように考えていますので、それを意識したのではないかと。
- ・旧草津川は物凄く関心が大きい事ですので、「うるおい・景観」の中に入れるのであれば、公園という表現をしたほうが、重要な要素だと思いますので納得してもらえないのではないかと。  
→これについては、色々議論がありましたが、同じところに「保全・活用しながら、緑化を推進し…」のところで、そのような公園のイメージを踏まえて考えています。
- ・この新しい総合計画で、市の姿勢をはっきり示していく必要がある。特に草津川に関しては議会も含めかなり関心があることだから、経緯が県と市の議論のみで決まるとすれば、市民や議会と十分に議論できていないことになり、どのように説明責任を果たすか、ここに至るところをもう少し詰める必要がある。ほとんど議論がされないまま、それが通ったということになりかねない。
- ・基本計画の中で、もう少し均等な記載が出来たらと思います。前段の「湖岸・河川空間などを保全・活用しながら、緑化を推進」という部分が大前提になるので、特に草津川については、緑を中心とした「防災空間」として総合的な利活用も図っていけるというような読み方をしていく。
- ・資料1-3の(2)「協働のまちづくりの基盤強化」のところで、「自律」から「自立」へ修正がされていますが、「立」するものとなるように重視した支援を図っていきますでは、地域によってはその取り組みがかなり実施されていますが、これで本当に良いのか。  
→この基本構想を議会の各会派の勉強会で説明した時に、「自律」という言葉について、一部の

議員から「市が自ら律する自治体」として律するという事は、地域のコミュニティまで律するのか、まだそこまでいってないのではないかと。まずは、自立してもらうということにウェイトを置いていくべきだとの意見があり、それを意識して、今回修正をしました。

- ・資料1-3の10ページの②地方分権と市民自治で『「自主」「自立」を前提とした「自律」への変革が迫られ…』に注釈があり、『「自主」は自ら主体であること、「自立」とは自らの意思に基づくこと、「自律」とは自ら行動を制御すること』と書いてあるが、自立と自律の関係から、この表現は適切なのか。「自らの意思に基づくこと」であれば、多くの自治会もやっているということになるのだが、これと先ほどの「自立」とは違うのではないかと。ここにある行政の自立は、自らの意思に基づくものと、前段の「自主」の自ら考え行動する主体と、自らの意思に基づくことは、同意語ではないのか。ここでは、自らの意思に基づくという表現と同時に、経済的に自治体は自立しなければならない。前提として、経済的な自立がなければ地方分権ではないということ。この注釈内容によっては受け止め方が変わってきてしまう。さらに、後段で「自律」とは自ら行動を制御することをいうと、これを後で当てはめると言葉が違いますし、コミュニティ単位とこちらの方が求めるものではない。自ら立つという考え方の中に、自治体とコミュニティが、同じようなもので続けられるかを丁寧に表現したらほうが良い。また、10ページの下「協働」も「市民、NPO……対等な関係のもと」と書いてあるが、市民と行政が対等ではおかしく感じる、今の時代とは合わないのではないかと。地方自治法では、市民主体で行政が上から対等に降りてきますという議論が勝っているが、市民が主役で主権がそこにあるので、行政が対等である訳がないという議論が最近良く出ている。よって、この表現をこのまま書いて良いのかは、懇話会の委員等に確認を取ったのか。同じ意味で、31ページの協働の内容「参加・参画・協働」の「協働」は「主体的に加わって、ともに何かをつくりあげること」という定義で本当に良いのか。持続可能な社会を作るために、経済的にも環境的にも地域の支え合う新しい仕組みとして「協働」という大きな枠組みがある。行政システム改革はそれを目指していたと思うが、この内容で分かるのか。
- ・先程の27ページの草地川廃川敷地について、うるおい関係であるとしたら、特にここに入れる必要はないと思うが、もし入れるとすれば、2か所になるが防犯・防災にも草津川廃川敷地の活用をしていくという形で1項目残したほうが分かりやすいのではないかと。
- ・基本構想と基本計画が一緒に出た時、その整合が問われると思うが、基本構想を打ち出し、基本計画がより具体的になる場合、何ヵ月かの時間差はあっても良いのか。それとも、基本計画が一定見えた段階で、基本構想を議決で変えることは可能なのか。
- ・草津川の跡地利用に関して、これからリーディングプロジェクトを議論して、もう少し見えてくる部分があるのではないかと。基本計画の中にどこまで踏み込んで書けるかということを検討中であり、パブリックコメント後に、当初は9月定例議会に基本構想を議案として上程する予定でありましたが、議会の特別委員会などで出た意見や指摘をどこまで反映していけるかを検討しているところであり、12月議会に議決を延ばすことも考えております。議会の2つの特別委員会からも9月に提言が出る予定であり、それとも擦り合わせを行い、再度検証していく必要があると考えております。パブコメ後、9月に上程するスケジュールを進めてきましたが、リーディングプロジェクトや基本計画が、ある程度方向が少し見てきたところで検証する必要があると考えています。
- ・県と協議したことが、何に基づいたのかをはっきりしなければならない。従来は、必ず県の協議を経なければならなかったが、今もそうならば当然しないといけない。単に整合を図るために確認をするというレベルの協議を、議会等に報告するならば、根拠をはっきりすべきである。

→県に照会するかしないかは、自治体の判断ということです。

- ・この滋賀県の意見とは、誰の意見なのか。トップの意見ではないと思うが、担当レベルを滋賀県でというのか、その辺りがよく分からない。
- ・県の構想と整合する部分だけは直し、それ以外の部分を直さないというようにする。このようにしてはどうか。事務局や皆様はどうですか。成る程と思って直すのならば、手続き根拠がはっきりしていなければ直せないのではないか。
- ・意見を踏まえて修正することに対して、パブコメとかそういう大きさをないと修正できないようなものなのか。事務局でしたらいけないのか、その辺りがよく分からない。色々な人と話をして変えられないものなのか。「誰から言われた、これはここから言われたからこうしたんだ」という話を、説明責任から、常にしていけないといけないのか。
- ・事務局修正、パブコメ後事務局修正はどういう取扱いをするのか。

→他の計画でもありましたが、例えば、パブリックコメントをしても意見がなかった場合、もう一度精査して、直したいところがあれば、パブリックコメントの結果と合わせて県の意見照会に関わるものもあわせて明記し、公表するつもりでした。

- ・議会の特別委員会等から「私たちの意見は取り入れられないのか」というような意見もありまして、パブリックコメント期間中に頂いたものについては、反映出来るものは検討したいと議会には申し上げました。それから、7月5日に市民フォーラムを実施した際に、議会には意見によって変えられるものがある場合は検討し、市民のパブリックコメントだけで整理をするようなものではないということは申しあげました。従来の整理の仕方とは少し異なるかもしれないが、議会には説明しました。事務局修正として、色々なところから出た意見を入れたうえで整理したい。
- ・資料1-4の8、9ページの中で、「協働のまちづくり指針策定」と書いてあり、さらに、その1番下の段に「市民センター、コミュニティ支援センター」の開設が書いてあるが、これらを書くのならば、まちづくりセンターも必要ではないのか。

—以 上—